

広報

# たじり

7 月号 2021  
(令和3年)  
No.650



新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、掲載の内容から変更になることがあります。

最新の情報につきましては随時、町ホームページ、たじりっちメール等で周知します。皆様のご理解とご協力をお願いします。



# たじり 7月号

## 《今月の表紙》

「たじりっち広場で水遊び！」  
だんだん夏に近づいてきましたね。  
みんなで遊べるのが待ち遠しい！

### 目次

#### ピックアップ記事

元気なたじりっ子 ..... 2      新型コロナウイルス関連情報 ..... 3～5

#### 町からのお知らせ

健康／子育て ..... 6～9      戸籍／国保／後期高齢者医療／税 ..... 12～15  
福祉 ..... 9～12      生活・環境 ..... 16～18

#### トピックス

人権のひろば ..... 19      学校だより ..... 24～25  
安全安心トピックス／119だより ..... 20～22      町からのお知らせ ..... 26  
公民館だより ..... 23      町史編纂だより／関空ニュース ..... 27

#### その他のお知らせ

みんなの掲示板／一般記事 ..... 28～29      無料相談 ..... 31  
7月行事カレンダー ..... 30      ワイドアングル ..... 32

元気な

## たじりっ子

嘉祥寺地区



すい  
**瑞ちゃん**

(平成29年6月29日生まれ)

いろ  
**彩ちゃん**

(令和2年9月1日生まれ)

つむぎ  
**紬ちゃん**

(平成27年10月1日生まれ)

仲よし三姉妹♥ 元気いっぱい育てね



## 人のうごき

6月1日現在( )前月比

世帯数 4,131世帯(－13)

総人口 8,606人(－15) 男 4,280人(－8) 女 4,326人(－7)

# 一般向け 新型コロナウイルスワクチン 接種がはじまりました。

## 接種券（クーポン）の発送について

6月下旬に16歳以上の方に接種券（クーポン）を送付しました。

これは、自衛隊大阪大規模接種センター（大阪会場）、大阪府コロナワクチン接種センターや職域（企業等）での接種でもご利用いただけます。

また、先般、接種対象者が16歳以上から12歳以上に拡大されました。12歳～15歳の方の接種券（クーポン）については、準備が整い次第、お送りします。

※町のホームページやたじりっちメールでも、随時、接種対象者等最新の情報をお知らせしておりますので、適宜ご確認願います。

## 町内の協力医療機関（個人接種）およびふれ愛センター（集団接種）での接種

**【接種スケジュール】** 接種をスムーズに行うため年齢区分を設け、段階的に実施します。

対象者（12歳以上の方） ※年齢は令和4年3月31日時点	予約開始	接種開始
75歳以上の方	受付中	開始済
65歳～74歳の方		
基礎疾患治療中の方		
高齢者施設等の従事者・たじりエンゼルの職員等		
50歳～64歳の方	7月上旬	
45歳～49歳の方		
25歳～44歳の方	7月中旬	7月中旬
12歳～24歳の方	7月中旬	8月初旬
	ワクチンの供給量に基づき、接種をご案内します。	

※12歳の方は、12歳の誕生日の前日から接種可能。

※スケジュールはワクチンの接種状況により、変更する場合があります。

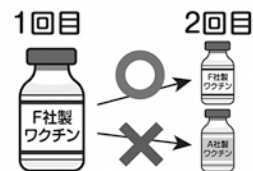
**【ワクチンの種類】** ファイザー社製ワクチン

**【接種回数】** 1人2回  
（接種には、ご本人の同意が必要です。  
12～15歳の接種においては、原則、  
保護者の同意が必要となります。）

**【接種費用】** 無料（全額公費負担）

田尻町内各協力医療機関、ふれ愛センターでの接種については、**ファイザー社製**のワクチンを接種します。

ワクチンの種類については、1回目の接種と2回目の接種では、同社製のワクチンを接種してください。



同じ会社のワクチンを接種

## 【接種の流れ】



※2回目の接種時も1回目の接種と同様の持ち物が必要となります。必ずご持参ください。

【予約】 田尻町コロナワクチン接種コールセンター（WEB予約または電話予約）で予約が必要

### ①WEB予約（田尻町民専用）



【24時間対応】

申込完了メールが届く

### ②電話予約（コールセンター）

フリーダイヤル 0120-558-836  
受付時間（平日）午前9時～午後5時

申込完了通知はがきが届く

## 【接種会場】

**集団接種** ふれ愛センター（原則毎週日曜日に実施）

午前9時～12時、午後1時～4時

（予約枠は、午前9時～11時、午後1時～3時となります。）

（注意）予約枠の時間より早く来ていただいても、受付することはできません。

**個別接種** 各協力医療機関（原則、診療日で、下の表の●の時間帯に実施）

協力医療機関（50音順）		月	火	水	木	金	土
おくのホームケアクリニック	午前	●		●		●	
	午後	●				●	
川野内科クリニック	午前	●	●	●	●	●	●
	午後						
島田診療所	午前	●	●	●	●	●	●
	午後	●		●	●		
ひらのひまわりクリニック	午前	●	●	●		●	●
	午後	●		●	●	●	●
みのにしわかこJOYクリニック	午前	●	●	●	●	●	●
	午後	●		●		●	

## 大規模接種会場

大阪府コロナワクチン接種センターや自衛隊大阪大規模接種センター（大阪会場）については、右記QRコードよりホームページをご覧ください。

## 職域接種

職域での接種については、各企業等にて実施状況が異なりますので、それぞれにお問合せください。

※ワクチンは、武田／モデルナ社製ワクチンとなります。

武田／モデルナ社製については、18歳未満の接種はできませんのでご注意ください。

※大規模接種や職域接種を予約される方は、田尻町のコールセンター（町内での接種）との「二重予約」については絶対に避けてください。ワクチンロス防止にご協力をお願いします。



大阪府コロナワクチン  
接種センター



自衛隊大阪大規模  
接種センター(大阪会場)

## 【やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種】

やむを得ない事情があり、住民票所在地以外で接種を受ける人は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行ってください。

※ただし、下記⑤～⑨の方は、事前の届出の必要はありません。

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる人は以下のとおりです。

- ①出産のため里帰りしている妊産婦
- ②単身赴任者
- ③遠隔地へ下宿している学生
- ④ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ⑤入院・入所者
- ⑥基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ⑦基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける人
- ⑧災害による被害にあった人
- ⑨拘留又は留置されている人、受刑者
- ⑩その他市町村がやむを得ない事情があると認めた人

## 【ワクチン接種に関して配慮が必要な方へ】

ワクチンの予約・接種について、配慮が必要な方については、健康課へご相談ください。相談者の状態によって、予約・接種のサポートを行います。

## 【コロナワクチンハラスメントについて】

持病をお持ちの方等や医師の判断で接種できない方等、様々な事情で接種を受けることができない方がいらっしゃいます。ワクチン接種を受けておられない方への差別的な扱いがないようお願いいたします。

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

# 健康

## 健康課 定例保健事業

項目	対象	日時・受付 受付場所	内容・持参品
乳幼児健康診査 1歳6か月児 健康診査	令和元年10月1日生～ 令和2年1月31日生	7月21日(水) 午後 ※時間は個別通知します ふれ愛センター 1階 保健センター	計測、小児科診察、育児・栄養相談、 心理相談、フッ素塗布(希望者)、尿検査 持参物：母子健康手帳・質問票、アンケ ート・バスタオル
ヘルス相談 栄養相談	田尻町在住の方	7月9日(金) 午後1時30分～3時(予約) ふれ愛センター 1階 相談受付	健康・栄養に関するいろいろな相談

### 健康運動指導士による運動教室!!



## 健活プラス

日時 7月20日(火) ※7月1日より申し込み可(電話可)  
午前10時～11時30分(受付9時45分)

場所 ふれ愛センター 3階 軽体育室

持ち物 室内履きの運動靴、飲み物(水分補給)、タオル、運動しやすい服装

内容 楽しく有酸素運動・ストレッチ・筋トレ等

### ウォーキングスタイリストによる 運動教室!!

## 健活ウォーキング

日時 7月16日(金) 午前10時～11時30分(受付9時30分)

場所 シーサイドドーム入口前 **当日受付**

持ち物 飲み物(水分補給)、タオル、運動しやすい服装

※荷物を持ってたじりっち広場等でウォーキングします。



### お気軽にどうぞ

## 健康カフェ



日時 7月16日(金) 午前11時～11時45分

場所 ふれ愛センター1階 検査室 **対象** 田尻町在住の方

内容 健康レシピの試食と健康づくりの情報提供

メニュー とうもろこしパウンドケーキ

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

### ～その他随時、相談・訪問を 実施しています～

妊婦相談、育児相談、不妊症・不育症相談、こころとからだの相談

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

### 熱中症に気をつけましょう!!

#### ●こんな日は熱中症に注意

- ・気温が高い
- ・湿度が高い
- ・風が弱い
- ・急に暑くなった

#### ●こんな人は特に注意

- ・肥満の人
- ・体調の悪い人
- ・持病のある人
- ・高齢者・幼児
- ・暑さに慣れていない人

#### ●新型コロナウイルス感染対策時の熱中症予防 行動のポイント

1. 暑さを避ける
2. 適宜マスクをはずす  
(2m以上の距離の確保)
3. こまめに水分補給
4. 日頃からの健康管理
5. 暑さに備えた体作りをする

参考：環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

### お肉が原因の食中毒はどうやって防ぐ？

次のポイントを守って、食中毒を防ぎましょ  
う。

○食材は加熱調理するまで冷蔵庫内でしっかり  
冷やす。

○生肉は他の食品に肉汁がかからないように、  
袋や容器に入れて保存する。

○生肉は 中心部の色が変わるまでしっかり火を  
通す。(85℃、1分以上)

○食べる用の箸と調理用の箸を使い分け、食べ  
る用の箸で生肉に触れない。

○生肉の調理に使用した調理器具(まな板、包  
丁など)は、そのまま他の食材の調理に使わ  
ない。

○食べる前や生ものをさわった後は、石けんで  
よく手を洗う。

問 大阪府泉佐野保健所生活衛生室衛生課  
電話 464-9688 FAX 464-9680

## 年に1度はがん検診を受けましょう

～受けなきゃ損！がん検診～

田尻町ではがん検診の費用を一部負担しているため、自己負担額がお安くなっています！！

胃内視鏡検診の場合は、なんと約15,000円分も町が負担しています。



田尻町民のみなさん、町のがん検診制度を利用しないとったいない！！

### がん検診ってどうやって受けるの？

田尻町では、がん検診を受ける方法として

- ①個別検診
  - ②集団検診
  - ③5がんセット検診
- の3種類があります。

自分にピッタリの方法を選んで年に1度は必ずがん検診を受診しましょう！

#### ①個別検診

近隣の指定医療機関でがん検診を受けられます。

- ・仕事や育児で忙しい方でも自分の都合に合わせて受けやすい
- ・かかりつけ医で受診できるから安心※
- ※対応していない場合もあります

#### ②集団検診

ふれ愛センターで、希望するがん検診をまとめて受けられます。

※次回は11月実施予定

- ・がん検診をまとめて受診
- ・自宅から近くて便利

#### ③5がんセット検診

大阪がん循環器病予防センターで、5がんセット※で検診を受けられます。

※男性は胃・大腸・肺がんの3つ

- ・がん検診をまとめて受診
- ・仕事や育児で忙しい方でも自分の都合に合わせて受けやすい

### 予約の取り方

#### ①個別検診

直接指定医療機関で予約をお取りください。

#### ②集団検診

健康課で予約を承ります。

※次回予約開始は10月になります。

#### ③5がんセット検診

健康課にご連絡いただいた後、受診券を送付します。その後、大阪がん循環器病予防センターにご自身で予約をお取りください。

### がん検診費用

胃がん検診	バリウム検査	600円
	内視鏡検査※	2,000円
大腸がん検診		無料
肺がん検診		無料
	喀痰検査 (必要な方のみ)	500円
子宮がん検診		500円
乳がん検診		1,000円

#### ④5がんセット検診

男性 (胃、大腸、肺)	600円
女性 (胃、大腸、肺、子宮、乳)	2,000円

※胃内視鏡検査は個別検診でのみ実施

※検診は年度内 (令和3年4月1日～令和4年3月31日) に1度のみ受診可能

※胃内視鏡検査、子宮・乳がん検診は2年に1度のみ受診可能 (昨年度胃内視鏡検診を受けた方は今年度胃バリウム検査も受診不可)

- ※減免制度あり (下記対象者は費用が無料)
- ・70歳以上の方・後期高齢者医療制度対象者
- ・住民税非課税の方
- ・生活保護受給者

受診可能な指定医療機関はホームページ・健康だよりをご覧ください。詳しくは健康課までお気軽にお問合せください。

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

## 子育て

### ラッコ倶楽部スペシャル〈妊婦教室〉

妊娠中または子育て中のご家族のみなさんで交流しませんか。

妊娠ライフ・子育てライフを支えあいましょう！

お仕事の方もこの機会にぜひご参加ください。

日時	7月17日(土) 午前9時50分～正午
場所	すくすくセンター (田尻町立幼稚園・保育所2階)
内容	○ふれ愛あそび ○沐浴・妊婦体験 ○ママ、パパの交流会 助産師 森下智美/健康課 保健師 すくすくセンター 保育士
対象	妊婦及びそのパートナー
申込み	7月12日(月)まで (きょうだい保育あり。お申込みください)

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

### ピーナッツ倶楽部(双子ちゃんサークル)

双子を育てるって想像以上に大変！思ったより楽しい？そんな思いのあれこれをみんなで話しましょう！

日時	7月30日(金) 午前10時～11時30分
場所	ふれ愛センター3階 軽体育室
内容	・親子で楽しもう！ふれあい遊びと絵本 ・皆で話そう！育児のここが嬉しい、楽しい、困った
対象	・双子の乳幼児とその保護者。 ・多胎児を妊娠中の方や、多胎児を支援したい方。 ※きょうだいの方も一緒にご参加ください。
申込み	7月26日(月)まで

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

問 健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841

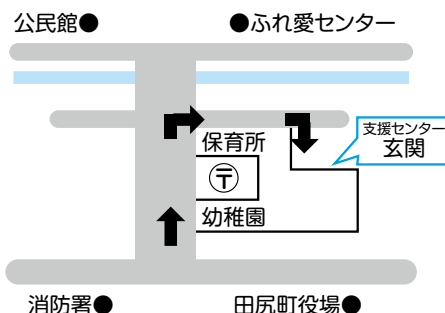
すくすくセンターは、子育てを応援しています♪

すくすくセンター(子育て支援センター)

場 所	田尻町立幼稚園・保育所の2階 (出入口は子育て支援センター玄関)
開館時間	午前9時～午後5時(何らかの事業がある場合は変更)

新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、事業の休止や内容・日程を変更する場合があります。

ご利用の際は、**事前にすくすくセンターまでご確認ください。**  
最新情報は、田尻町のホームページやたじりっちメールなどでお知らせします。



来館時のお願い

- ・保護者の方は、マスクを着用して来館してください。
- ・来館する方(お子様・保護者ともに)は来館前にご家庭で検温し、37.5℃以上の方や体調不良の方はご利用を控えてください。

すくすくセンターの事業をぜひ、ご利用ください! ※全て予約制(人数制限あり)

★計測相談★

助産師・栄養士は、午後のみ相談を受け付けます。  
予約時に希望時間と相談の有無をお伝えください。  
(時間別のご案内になります)

内容	体重や身長等の計測 保健・栄養・子育て全般の相談
日時	7月15日(木) 午前10時～正午/午後1時～3時
予約	電話・来所で受付



★わんぱくオープン★(定員各10組)

しばらくの間は未就園児を優先します。(利用状況によります。お問い合わせください)

内容	自由に親子であそびましょう!
日時	月～金(教室・イベントのない時間帯) 午前の部(9時30分～正午) 午後の部(2時～4時30分)
予約	電話で受付(当日の午前9時から)

7・8月はベランダで  
水あそびができます!



★わんぱく相談★(定員各10組)

年齢別の親子のあそびの教室です。

内容	『水あそび』 ※タオル・濡れても大丈夫な服、又は、 水着で参加してください。
日時	わんぱく0 7月7日(水)
	わんぱく1 7月9日(金)
	わんぱく2 7月14日(水)
	いずれも午前10時～11時
予約	電話・来所で受付 各10組になり次第、締め切ります

★一時預かり保育★

利用にあたっては事前の  
登録が必要です。

内容	お子様のお預かり(用事のあるときや リフレッシュしたいときなど)
日時	月～金/午前9時～午後5時
対象	生後6か月～就学前のお子様(町内在住)
料金	3歳未満400円・ 3歳以上250円(1時間あたり)



★離乳食完了食講座★(定員10組)

内容	離乳食後期・完了食の試食と栄養士による相談会 (試食は保護者のみです。当日預かり保育があります)
日程	7月19日(月)
場所	ふれ愛センター 栄養指導室
予約	来所で受け付けます。試食代100円を添えてお申し込みください。 (当日、欠席されても返金できませんのでご了承ください)

相談・その他気になる事があれば、すくすくセンターまでお電話ください。

問 すくすくセンター 電話 466-5111



## 低所得の子育て世帯に対する生活特別給付金が支給されます

### 1. 支給対象者

次の①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます）

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している世帯の場合、20歳未満の児童）を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

②令和3年度住民税均等割が非課税の方又は令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人あたり一律5万円

### 3. 給付金の支給手続き

- 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに新生児が生まれたことによって、児童手当・特別児童扶養手当の新規または増額認定を受けた受給者のうち、住民税非課税の方

→給付金は**申請不要**で受け取れます。児童手当または特別児童手当を支給している口座に振り込みます。（令和3年4月分の受給者については、7月下旬に振込予定）

- 上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

→給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請方法については、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

**問** こども課  
電話 466-5013 FAX 466-8841

## 福祉

### 金婚表彰・記念写真撮影

婚姻後50年を経過されている夫婦を祝福し、敬老会開催日（9月4日（土））に金婚表彰と記念写真の撮影をいたします。

次の条件にすべて該当されているご夫婦は、ふれ愛センター福祉課までご連絡ください。

<b>対 象</b>	○町内に居住し、住民基本台帳に記載されている夫婦 ○婚姻後50年を経過されている夫婦（令和3年7月1日現在）
<b>申請期日</b>	7月1日（木）～7月30日（金）

※ただし、今までに本町実施の金婚表彰（金婚式）に出席されたご夫婦は除きます。

※申請の際は、印鑑と戸籍謄本、夫婦の思い出の写真（5、6枚）をご持参ください。

**問** 福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841

### 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

#### 支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債  
**請求期間** 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

**請求窓口** 福祉課  
電話 466-8813 FAX 466-8841

## 「必要な量だけ購入」「おいしく食べきろう！」

～家庭で今日から実践！食品ロス削減～ 生活環境課 電話 466-5005 FAX 465-3794

## 介護保険料（65歳以上の方）本算定のご案内

### ○介護保険料の確定額（年額）を7月に通知します

介護保険料は4月1日現在のご本人と同一世帯の方の住民税の課税状況をもとに決定します。確定した保険料額から仮徴収の賦課分を差し引いた残りの額を、7月以降で納付していただくことになります。

### ○保険料の納め方

- ・特別徴収（年金からの天引き）…65歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額18万円（月額15,000円）以上受けている方  
⇒2ヵ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます。
- ・普通徴収（納付書、口座振替による納付）… 特別徴収にならない方  
年度の途中で65歳になられた方や転入された方、年度途中で税の申告等により保険料が変更された方、または年金が年額18万円（月額15,000円）未満の方など  
⇒納付書により、役場窓口または町指定の金融機関で納めてください。納め忘れのないよう、ぜひ口座振替をご利用ください。

### ○介護保険料（令和3年度）

令和3年度介護保険料については、昨年度から変更ありません。詳細は通知を参照してください。（7月8日発送予定）

### ○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が3割以上減少した方は、介護保険料の減免が受けられる場合がありますので、該当される方は福祉課までご相談ください。

**問** 福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841

## 高額介護サービス費の上限額が一部変わります

同じ月に介護サービスを利用した世帯の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

制度改正により、8月サービス利用分から現役並み所得者の上限額が細分化され、上限額が一部変わります。

### 利用者負担の上限 7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
○現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある世帯	44,400円（世帯）
○一般	44,400円（世帯）
○住民税非課税世帯等	24,600円（世帯）
●課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
○生活保護の受給者 ○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

### 8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上 690万円未満	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上 380万円未満	44,400円（世帯）
○一般	44,400円（世帯）
○住民税非課税世帯等	24,600円（世帯）
●課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
○生活保護の受給者 ○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない方	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

**問** 福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841

## 施設サービス利用時の食費の基準費用額が変わります

8月より介護老人福祉施設や介護老人保健施設、短期入所生活介護などを利用した際の自己負担分のうち、食費が変更されます。

### 基準費用額（1日あたり）

居 住 費 等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	<b>8月から1,445円</b> 7月まで1,392円
2,006円	1,668円	1,668円（1,171円）	377円（855円）	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。

**問** 福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841

**特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります**

低所得者の人の施設利用が困難とならないように、申請して認められれば食費と居住費の一定額以上は介護保険から給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準額との差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

**負担限度額（1日あたり）**

	利用者負担段階	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ○生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と課税年金及び非課税年金の収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	8月から600円 7月まで390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記2段階以外の方（7月まで）	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	8月から 第3段階① 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と課税年金及び非課税年金の収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得額と課税年金及び非課税年金の収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※次のA、Bのいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

A：配偶者が住民税課税者の場合

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方

- ・第1段階……預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える方
- ・第2段階……預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える方
- ・第3段階①……預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える方
- ・第3段階②……預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える方

**問** 福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841

**7月の老人福祉センター**

**問** 田尻町社会福祉協議会 電話 466-5015 FAX 466-8899

**～高齢者のための教養講座・サークルを開催しています～**

**場所** ふれ愛センター3階 教養娯楽室・軽体育室／2階 アトリエ

**対象者** 田尻町在住の60歳以上の方

休止していた講座・サークルは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、再開しています。

なお、3密を避けるため限られた講座・サークルのみ募集を行っています。下記表の◎マークが現在、募集中の講座・サークルです。お気軽にお問い合わせください。

【教養講座・高齢者生きがい事業】	【サークル活動】	
編み物講座	さくらクラブ(体操)	習字サークル◎
筆ペン・ボールペン講座◎	絵はがき◎	卓球
園芸◎	ピアノサークル	きずなサークル(運動)◎
ディスコン	着物リフォーム	ダンスいろいろサークル
民謡◎	リフレッシュ体操	ほほえみ健康クラブ(運動)◎
やさしいヨガ講座◎	コミュニティ(軽運動)	童謡専科
生きがい体操教室①②	健康手品◎	
男の筋トレ教室		

\*お抹茶サークル・友遊の集いは当面の間お休みです。

\*囲碁・将棋については調整中です。

\*老人福祉センターでは、高齢者のみなさんが健康で明るい生活を送っていただけるよう、さまざまな行事を通しての生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりを応援しています。

日頃抱える悩みごと等の相談も随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

**【福祉風呂は設備不良のため、当面の間お休みさせていただきます。】**

## 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成 研修受講者募集

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者のコミュニケーションと移動を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を実施します。

対象	・盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者通訳・介助者として活動することを誓約する方 ・すべてのカリキュラムを指定された日時に受講できる方
定員	60人（昨年度中止になった本研修参加者を優先します）
研修期間	9月14日（火）から令和4年2月24日（木）の期間で18日間開講予定
場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
申込期間	7月15日（木）～8月13日（金）
申込み	受講申込書を下記問い合わせ先まで郵送（8月13日（金）必着）または、ファクシミリ、メールのいずれかにより送付
受講料	無料（ただし、テキスト代は実費）

### 申込・問

（社福）大阪障害者自立支援協会  
（盲ろう者等社会参加支援センター）  
電話 06-6748-0587 FAX 06-6748-0589  
E-mail haken@daisyokyo.or.jp

## 車いす駐車場等の適正利用にご協力ください

障害者や高齢者など、移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける、車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付しています。これらの区画を必要とする人が駐車できるよう、駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。

### ●利用証



●詳しくは、ホームページをご覧ください。  
「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度について」



### 申請・問

大阪府 福祉部 障がい福祉室  
障がい福祉企画課 権利擁護グループ  
電話 06-6944-2362 FAX 06-6942-7215

## 心の輪を広げる体験作文・障害者週間の ポスターの募集

障害のある人となない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障害者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には賞状等を贈呈します。

作文	400字詰め原稿用紙（縦書き）で。 ※点字や電子メールでの応募も可 小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚
ポスター	小・中学生のみ。 B3画用紙又は四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）
募集期間	7月1日（木）～9月3日（金）
応募方法	郵送（9月3日必着）又は持参。（ただし、持参による受付は平日に限ります）

●詳しくは、ホームページをご覧ください。



### 応募・問

大阪府障がい福祉企画課  
権利擁護グループ  
電話 06-6941-0351（内線 2481）  
FAX 06-6942-7215

## 戸籍

### 住民票などの第三者への 交付事実の通知制度

この制度は、住民票などの不正請求や不正取得を防止するため、住民票などを代理人や第三者に交付したとき、本人にその事実を通知するものです（住民課の窓口で事前登録が必要です）。

#### 《事前登録の対象者》

- ・本町の住民基本台帳に記載されている人（ただし、他市町村に転出してから5年を経過している場合、登録できません）
  - ・本町が作成した戸籍に記載されている人、または戸籍に記載されたことがある人
- 詳しくはホームページをご覧ください。

問 住民課  
電話 466-5004  
FAX 465-3794



## 年金

### 国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください 郵送による手続きも可能です

保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料が免除されます。**令和3年度（令和3年7月～令和4年6月分）の免除申請受付は、7月1日(木)からです。**

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受取る老齢基礎年金額には	保険料(月額)	審査対象
①全額免除	算入される	2分の1として計算	———	申請者、配偶者、世帯主の令和2年中の所得が基準以下の方
②4分の3免除	算入される	8分の5として計算	4,150円	
③半額免除	算入される	4分の3として計算	8,310円	
④4分の1免除	算入される	8分の7として計算	12,460円	
⑤納付猶予制度(50歳未満)	算入される	算入されない	———	申請者、配偶者の令和2年中の所得が基準以下の方
未納	算入されない	算入されない	16,610円	

**所得基準** 全額免除(扶養親族数+1)×35万円+22万円

**手続きに必要な物** ・年金手帳または基礎年金番号通知書

・前年度または今年度に失業した方は、次のいずれかの書類

(雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し)

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



**問** 住民課 電話 466-5004 FAX 465-3794  
貝塚年金事務所 電話 431-1122 FAX 431-3038

## 国保

### 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかの要件を満たす方は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

〈保険料減免の対象となる方〉

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒保険料を全額免除

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の①～③の全てに該当する方

⇒保険料の一部を減額

①事業収入等（事業収入、不動産収入、山林所得または給与収入）のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

②前年の所得の合計額が1000万円以下であること。

③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※保険料の減免の対象となる方について、いずれの基準にも該当する被保険者については、減免額が最も大きいものを適用します。

詳しくはホームページをご覧ください。

**後期高齢者医療保険にも同様の減免制度があります。**



**問** 住民課 電話 466-5004 FAX 465-3794

## 国民健康保険の届出

こんなときは14日以内に届出をお願いします！

### ○国保への加入手続き

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・転入してきたとき

### ○国保の喪失手続き

- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・転出するとき

### ○国保の変更手続き

- ・転居したとき
- ・氏名や世帯主が変わったとき

届出をするには必要な書類等があります。

詳しくはホームページをご覧ください。



**問** 住民課

電話 466-5004 FAX 465-3794

## 高額療養費限度額適用認定証の申請について

国民健康保険被保険者の方で、医療費の負担が高額になった方は、医療機関に限度額認定証を提示することにより、入通院に係る費用が自己負担限度額までとなります。希望される方は被保険者証・印鑑を持参して申請をお願いします。

対象は年齢・所得区分により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

**問** 住民課

電話 466-5004 FAX 465-3794

## 後期高齢者医療

**問** ◎制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合

電話 06-4790-2028 FAX 06-4790-2030

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

住民課 電話 466-5004 FAX 465-3794

## 医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は、「**一般の方は1割**」、「**現役並み所得者は3割**」となります。

この負担割合は、令和2年中の所得で判定し、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの適用です。

### 【現役並み所得の判定】

住民税課税所得（各種所得控除後の所得）が145万円以上ある者及びこの方と同じ世帯に属する被保険者は、基本的に現役並み所得者となります。ただし、次のいずれかに該当するときは、申請することで、一般「1割」に変更できます。（申請日の翌月から適用）

- ・同一世帯に被保険者が1人のみで、被保険者本人の収入額が383万円未満
- ・同一世帯に被保険者が複数いて、被保険者の収入の合計額が520万円未満
- ・同一世帯に被保険者が1人のみで、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいて、被保険者本人の収入額が383万円以上あり、被保険者本人及び70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が520万円未満

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(灰色)の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額認定証の有効期間は令和3年7月31日(土)までです。引き続き8月1日から有効となる減額認定証は7月下旬までに送付します。

これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望される場合は、申請が必要です。

## ルールを守ってごみ出しを！

～ 指定袋、指定時間、資源の分別 ～ 生活環境課 電話 466-5005 FAX 465-3794

**後期高齢者医療被保険者証が変わります**

現在お持ちの被保険者証（薄緑色）の有効期限は、令和3年7月31日です。

新しい被保険者証（桃色）は7月下旬までに簡易書留で送付し、お手元に届いたときからご使用いただけます。

有効期限の過ぎた被保険者証（薄緑色）は、住民課へお返しいただくかご自身の破棄をお願いします。

**後期高齢者医療保険料の決定通知書を送ります**

被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や住民課からお送りする納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれま

す。また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

**後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置**

(1) 均等割額の軽減

世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額（54,111円）の軽減措置が下表のとおり見直されます。詳しくはお問い合わせください。

所得の判定区分 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	均等割の軽減割合	令和3年度の軽減後保険料額（年額）
基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えないとき	7割	16,233円
基礎控除額（43万円）+28万5千円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えないとき	5割	27,055円
基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えないとき	2割	43,288円

※令和2年度における7.75割軽減の区分は、令和3年度においては政令本則の7割軽減となります。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

(2) 会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

なお、世帯の所得に応じた均等割額の7割軽減に該当する方については、7割軽減が適用されます。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

**税**

**税務署からのお知らせ**

**所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）**

**納期限** 8月2日(月)まで

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。

金融機関で納付してください。口座振替納税をご利用の方は、預金残高にご注意ください。

**【予定納税額の減額申請】**

6月30日の現況で、令和3年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、**7月15日(木)**までに減額申請をしてください。

**問** 泉佐野税務署 電話 462-3471




生活・環境

使用済み小型充電式電池の処分について

泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所（ごみ処理施設）では、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなど小型充電式電池が原因とみられる火災が発生しています。

小型充電式電池はラジコンカーなどの玩具、ノートパソコン、デジタルカメラ

充電式電池リサイクル

 <b>Ni-Cd</b> ニカド電池	 <b>Ni-MH</b> ニッケル水素電池	 <b>Li-ion</b> リチウムイオン電池
--	---	---

ビデオカメラ、電動シェーバー、電動歯ブラシ、コードレス電話機などに広く使用されていますが、次図のようなリサイクルマークがつけられています。これらの品は、取扱店、販売店、リサイクル協力店等で適切な処分をお願いします。



問 生活環境課 電話 466-5005 FAX 465-3794

大阪府の『太陽光パネル・蓄電池』共同購入 製品と価格が決定!

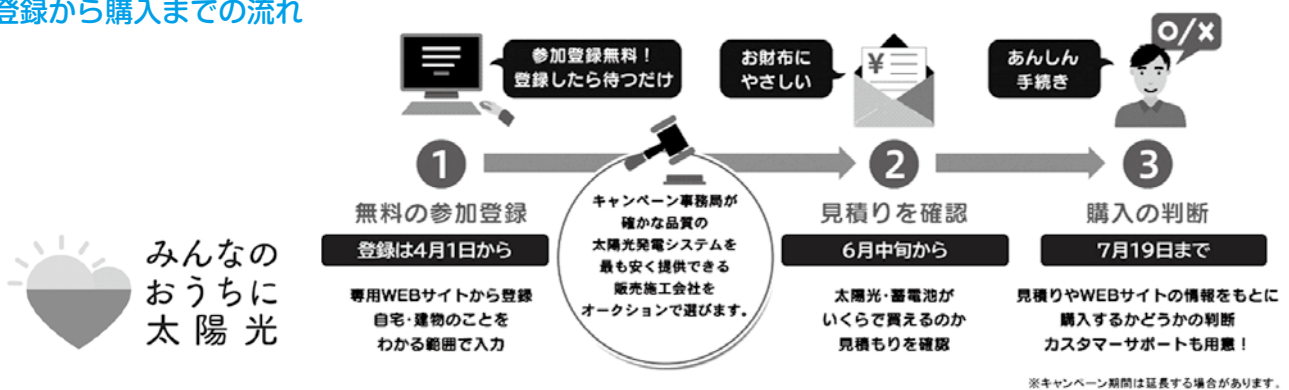
大阪府では、太陽光パネル・蓄電池を府民みなんでおトクに購入する共同購入の参加者を募集しています。製品・価格が入札で決定！大阪府だけの特別価格で購入できる機会です。

自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、発電した電気を夜間も有効に活用し災害時にも役立つ蓄電池。すでに多くの方に参加登録していただいています。ぜひ、参加登録をして見積りをみてみませんか？！

割引率 太陽光パネル 約30%OFF、太陽光パネル+蓄電池 約23%OFF、蓄電池約22%OFF

参加登録期間 4月1日～7月19日（期間を延長する場合があります）

登録から購入までの流れ



問 おおさか みんなのうちに太陽光事務局

0120-758-300(固定電話) 0570-075-300(携帯電話・PHS) 平日 午前10時～午後6時

大阪府エネルギー政策課（おおさかスマートエネルギーセンター（大阪府・大阪市））

電話 06-6210-9254

田尻町生活環境課 電話 466-5005 FAX 465-3794

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成制度の活用を！

～制度内容については、生活環境課まで～ 生活環境課 電話 466-5005 FAX 465-3794



## 耐震診断・耐震改修の補助制度があります

### (1) 耐震診断補助

補助対象建築物 右記の条件をすべて満たす建築物	①昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により確認を受けて建築された木造住宅 ②現に居住又は使用しているもの
補助対象者	補助対象建築物の所有者
補助金の額	耐震診断費用の10/11以内で5万円が限度額 (ただし、耐震診断費用1,100円/m <sup>2</sup> 以内)

### (2) 耐震改修補助

補助対象建築物 右記の条件をすべて満たす建築物	①昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により確認を受けて建築された木造住宅 ②耐震診断で上部構造評点1.0未満のもの ③現に居住又は使用しているもの
補助対象者 右記の条件をすべて満たす建築物	①補助対象建築物の所有者(個人) ②所有者の直近の課税所得金額が507万円未満の方
補助金の額	耐震改修計画の作成、耐震改修工事に要する費用で40万円(又は60万円)が限度額

詳しくはホームページをご覧ください。都市みどり課までお問合せください。

**問** 都市みどり課  
電話 466-5006  
FAX 466-5025



## 住まいの耐震化啓発パネルの展示

住まいの耐震化を啓発するため、パネル展示を実施します。

近年、日本各地で大きな地震が起こっています。大阪府でも、平成30年に大阪府北部を震源とした地震が発生しました。

いつかくる地震に備え、住宅の耐震対策を行い、壊れない住まいを目指しましょう。

**場 所** 田尻町立公民館1階ロビー  
**期 間** 7月19日(月)～29日(木)  
(閉館日を除く)

**問** 都市みどり課  
電話 466-5006 FAX 466-5025

### みどりのまちづくり賞に応募しませんか?

#### 応募対象

大阪府内における、みどりの景観づくり及び活動を募集します。自薦、他薦は問いません。また、個人、団体、企業、公共、あらゆる方面からの応募を対象とします。

#### ランドスケープデザイン部門

##### ・対象

マンション、ビル、工場、住宅、商業施設など屋外空間で、みどりを使用し、建物とともに周辺のまちなみと調和して美しい景観を形成しているもの。

#### ランドスケープマネジメント部門

##### ・対象

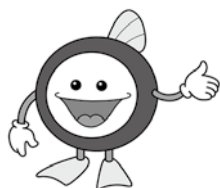
緑化や花修景、植物の管理運営を通じて地域のみどりを豊かにし、美しい景観や憩いの空間を提供している市民活動等。街路、河川、公園などの公共空間や駅前広場、病院、学校などの公益な空間、企業や商業施設などの敷地において、適切に維持、管理、運営され、地域の良好なみどりづくりに貢献している活動や事業。

#### 応募方法

下記ホームページからご応募ください。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/>

**問** 大阪府都市整備部 都市計画室 公園課  
電話 06-6941-0351  
FAX 06-6944-6796

## 土木下水道課からのお知らせ



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

### ★快適な暮らしにつなげるメッセージ★ 1日も早く下水道に接続しましょう！

下水道が完成すると、みなさまのご家庭で水洗トイレを使用したり、台所、お風呂などの汚水も下水道に流すことができます。しかし、せっかくできあがった下水道も、各家庭に接続していただかないと、地域一帯の生活環境の改善が進みません。



下水道が使えるようになった地域のご家庭は、1日も早く下水道に接続をお願いします。

### ご家庭が下水道につながると…

#### トイレを水洗化できます

くみ取り便所から水洗トイレになり、幼いお子さんやお年寄りも安心して快適な生活ができます。

#### まちなみが清潔になります

家庭などからの汚水が下水道に流れるので、家のまわりに汚れた水がたまらず、まちなみが清潔になります。

#### 川や海がきれいになります

トイレや台所、お風呂などの汚水が下水道で処理され、河川や海などがきれいになり、水環境が改善されます。

自分の家が下水道の使用できる地域かどうか分からないときや、水洗化に関するご不明な点等がございましたら、お気軽に土木下水道課までお問い合わせください。

**問** 土木下水道課 電話 466-5007 FAX 466-5025

## 相談スペース ほっ…と。便りNo.34

### 架空請求 心当たりのない請求は無視しましょう！

#### 事例

大手通信販売会社の名前でSMS（ショートメッセージサービス）が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。5万円分のプリペイドカードを購入し、番号を連絡するように言われた。

#### ひとことアドバイス

架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMSなど様々です。

実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。

架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金

を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。

不安に思ったら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

**問** 相談スペース ほっ…と。電話 466-5018  
産業振興課 電話 466-5008  
FAX 466-5025



## 新型コロナウイルス感染症に関連する 差別や偏見をなくしましょう

### ストップ！コロナ差別 人権への配慮を

新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々などに対する差別や偏見、誹謗・中傷・いじめなどの心ない言動が大きな問題になっています。たとえ感染への不安や恐怖によるものであっても、人権侵害につながるこれらの言動は決して許されるものではありません。

差別や偏見などをなくするためには、正しい情報による冷静な判断や行動を心がけることが大切です。また、あやまった情報に同調したり、広めないように気をつけることも必要です。誰もが感染者、濃厚接触者になりうることを受け止め、わたしたち一人ひとりが正しい知識・情報を知り、行き過ぎた不安に駆られず、「ありがとう」を広げていきましょう。

### みんなで広げよう！シトラスリボンプロジェクト

誰もが新型コロナウイルスに感染するリスクがあるなか、たとえ感染しても地域のなかで笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療従事者が、それぞれの暮らしの場所で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり暮らしやすい社会をめざす、愛媛県の有志のグループ「ちょびっと19+」が進めるプロジェクトです。

「シトラスリボン」の3つの輪は、それぞれ「地域」「家庭」「職場(または学校)」を表現しています。シトラスカラー(柑橘をイメージした色)のリボンやロゴを身につけたり、掲示するこの運動が全国で広がっています。



## 田尻町人権協会令和3年度 総会議案書面審議結果

例年6月開催の田尻町人権協会総会に代わる議案審議について、田尻町人権推進委員の皆様から書面により審議いただいた結果、すべての案件に関し承認多数となりました。つきましては、令和3年度総会におけるすべての案件が承認されたものとみなし、本年度の活動に取り組んでまいります。

皆様の安全・安心を第一としつつ、新型コロナウイルス感染症感染状況等を勘案しながら、事業実施に努めてまいります。

今後ともどうかご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

田尻町人権協会

(事務局：田尻町総務部企画人権課)

## 女性のためのSNS相談

どこに相談したらいいかわからない…。こんなこと相談してもいいのかな…。電話でうまく相談できるか不安…。

悩みや不安な気持ちを一人で抱えていませんか。

あなたの悩みや相談をお聴きし、心の整理のお手伝いをします。

**相談日時** 第2・第3火曜日正午～午後8時  
第1・第4土曜日午前10時～午後6時  
\*年末年始(12/29～1/3)は休み  
\*8月は第5火曜日火曜日も実施

**費用** 相談は無料。ただしインターネット通信にかかる費用は相談者負担

**その他** 相談内容や相談者の秘密は守ります。安心してご相談ください。

**主催** 大阪府  
**事業運営** 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団

詳細はホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/soudan-link/sns.html>) をご覧ください。

## 男性のための電話相談

家族・パートナー、職場の人間関係、生き方、からだやこころの不調など…誰かに相談したくても、ひとりで抱えている方が少なくありません。

困ったときは、お気軽にご相談ください。

専門の**男性相談員**がお電話をお受けします。

匿名で相談できますのでご安心ください。

\*相談無料(通話料はかかります。)

\*秘密厳守

専用TEL 06-6910-6596

(ナンバーディスプレイは使用していません。)

**相談日時** 第1・第4水曜日 第2・第3土曜日  
午後4時～午後8時

**主催** 大阪府  
**事業運営** 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団

# 安全・安心トピックス

台風・豪雨のときは「避難情報のポイント」を確認して、避難しましょう。

避難勧告は、なくなりました。

警戒レベル4までに必ず避難しましょう。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を必ず確認してください。

災害時には、危険な場所にいる人は、避難することが原則です。

- ・避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。
- ・避難先は、ふれ愛センターなど、避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ・マスク・消毒液・体温計は、できるだけ自ら携行しましょう。

## 避難情報のポイント

避難情報等 (警戒レベル)			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

問 安全安心まちづくり推進局 電話 466-5009 FAX 466-5025

### たじり子どもの安全見まもり隊 『見まもりデー』開催！

「たじり子どもの安全見まもり隊」では、毎学期の始業式と終業式(修了式)の日を『見まもりデー』とし、町内全体で見まもり活動を行っています！

7月20日(火)は、小・中学校の終業式です。

防犯ベストと帽子を着用し、登校時間に玄関先や近くの交差点等に出て、子どもたちの成長を見まもりましょう♪

日 程 7月20日(火)

登校時間 午前7時40分～8時20分頃

「たじり子どもの安全見まもり隊」は、地域全体で田尻町の子どもたちを交通事故や犯罪等から守っていくという趣旨から地区会を中心に結成しました。小学校1年生の登下校時間に合わせて見まもり活動を行っています。

※ご協力いただけるボランティアの方を随時募集しています!! (団体・個人を問いません。)

問 たじり子どもの安全見まもり隊事務局  
安全安心まちづくり推進局  
電話 466-5009 FAX 466-5025

### 令和2年7月 豪雨災害義援金のご報告

令和2年7月豪雨で被災された方々を支援するため募金箱を設置しましたところ、多くの皆さまよりご厚意を頂戴いたしました。お寄せいただいた義援金は日本赤十字社を通じて、被災地へお届けいたしました。

皆さま方からの温かいご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

また、日本赤十字社では引き続き募金活動を行っておりますので、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

問 安全安心まちづくり推進局  
電話 466-5009  
FAX 466-5025



## 防災について学ぼう④(防災情報編)

災害対策基本法が一部改正され、令和3年5月20日から防災情報の伝え方が変わりました！  
今回は災害対策の基本である防災情報について学んでいきましょう。

### Q1 「防災情報」ってなに？

**A1** 「防災情報」とは、異常な自然現象や大規模な火災などから皆さんの命や財産を守るための情報です。  
具体的には主なものとして、

- ①国や気象庁から出される自然災害の観測情報や警報及び注意報など
- ②それに伴って市町村から出される避難指示や避難所開設などの避難情報など
- ③災害発生後の救助・医療情報をはじめとする応急対策情報や、その後の復旧・復興情報など  
・・・他にも、平常時の防災対策情報、各地域のハザードマップや防災施設情報などなど防災に関わる情報はきわめて広範囲で膨大です。

**Point** どの情報がどこから、どんな方法（媒体）で出されているかを知る！

### Q2 ハザードマップってどんなもの？

**A2** 「防災地図」や「防災マップ」ともいわれ、その地域に起こる自然災害ごとに被害とその範囲を予測し、危険な箇所や避難場所などの情報も併せて地図にしたものです。これまで田尻町には津波ハザードマップのみでしたが、高潮、洪水、内水（大雨浸水）などの最大想定が更新され、町内の「浸水想定区域図」が公表されたことを受け、現在、各ハザードマップを作成中です。  
(それまでは浸水想定区域図を参考にしてください)

**Point** ハザードマップを正しく理解し、避難行動に活かす！

### Q3 今回「避難勧告」が「避難指示」に一本化されたけど、それでなにが変わったの？

**A3** これまでは「警戒レベル4」で町から発令される避難情報に「勧告」と「指示（緊急）」がありましたが、近年の台風時にも『勧告と指示の差がわからない』『結果的に避難せず逃げ遅れた』・・・との事例が多く、このたび国は法改正を行い「避難指示」に一本化し、避難情報を分かりやすくしたものです。

改正後は、町役場から、避難指示《警戒レベル4》が発令された時は、『危険な場所にいる人はその場から必ず全員避難する』ということになりました。

**Point** 危険な場所にいる人で避難に時間がかかる人は、避難指示を待たず高齢者等避難《警戒レベル3》が発令されたら避難をはじめろ！

### Q4 「避難指示（警戒レベル4）で必ず全員避難」って、町民全員が避難所に行くの？

**A4** これまでもお知らせしていますが、まず、「避難」とはその字のとおり「難（なん）を避（さ）ける」ことですから、安全な場所にいる人まで必ず避難する必要はありません。さらに、避難場所や避難所に行くことだけが避難ではありませんから、自宅（階上など）や安全な場所の親戚・知人宅などでも避難はできます。最も重要なことは、「正しく行動して命を守る」ことです。

**Point** 災害ごとの「避難の必要性（危険か）」、「避難する場所」、「避難のタイミング」は、各ご家庭によって違う！

## 救急に関する講習会のご案内

当消防組合では、下記の講習会を実施しています。  
申し込み方法、日程等の詳細については、当消防組合ホームページ(<https://senshu-minami119.jp/>)をご覧ください。

### 上級救命講習(年5回)

普通救命講習で学ぶ内容に加えて、骨折、外傷、やけどなどに対する応急手当や搬送法を学んでいただく講習です。

講習修了者には修了証が交付されます。

### 応急手当普及員講習(年2回)

所属する事業所の従業員の方や地域の方などに対して、「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導していただく指導者育成のための講習です。

講習修了者には認定証が交付されます。

### 応急手当普及員再講習(不定期)

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。応急手当普及員再講習を受講することによって、さらに3年間有効となります。

再講習修了者には新しい認定証が交付されます。

**問** 泉州南広域消防本部 警防部警備課  
(平日 午前9時～午後5時30分)  
電話 469-0119  
(音声ガイダンスが流れますので、④番「警備課」を押してください。)  
FAX 460-2119

## ルールとマナーを守って楽しい花火 ～花火の正しい知識を身につけましょう～

夏の暑さの訪れとともに花火遊びをする姿が多く見られる時季となりました。

花火は、子どもから大人まで楽しめ、花火が織りなす色とりどりの情景は、夏の思い出をより一層豊かにしてくれます。

しかし、その原料は火薬で、どんな小さなものでも誤った遊び方をすると火事や、やけどなどの事故に繋がります。危険性を十分理解し、事故防止に努めましょう。

### 【花火を安全に楽しむポイント】

- ・大人と一緒に遊び、夜遅くまで騒がない。
- ・正しい位置に、正しい方法で点火する。
- ・水の入ったバケツを用意し、後片付けをきちんとする。
- ・手持ちの筒もの花火は、手の位置に注意する。
- ・風の強い日は花火遊びをしない。

- ・人や家に向けたり、燃えやすいもののそばで遊ばない。
- ・途中で火が消えても、花火の筒先に顔や手を出さない。
- ・たくさんの花火に一度に火をつけない。
- ・花火をほぐしたり、ポケットに入れない。

毎年、住宅街の公園などで深夜まで打ち上げ花火などをして「危険だ!」「うるさい!」などの苦情が寄せられています。

花火で遊ぶときの合言葉は、「**迷惑にならない場所と時間と 後始末!**」

マナーを守り安全に楽しく夏の夜を過ごしましょう。



**問** 泉州南広域消防本部 警防部予防課  
電話 469-0886 FAX 460-2119

火災・救急・救助は局番なしの..... **119番**  
携帯電話からも局番なしの..... **119番**  
(固定電話の方が発信場所を特定できるので確実です!)  
火災問い合わせ専用電話 ..... **463-0009**  
救急問い合わせ電話 ..... **469-0119**  
医療機関照会・救急相談は ) 携帯電話・プッシュ回線..... **#7119**  
「救急安心センターおおさか」 ) IP電話・ダイヤル回線... **06-6582-7119**  
「小児救急電話相談」 ) 携帯電話・プッシュ回線..... **#8000**  
IP電話・ダイヤル回線... **06-6765-3650**

泉州南広域消防本部ホームページアドレス  
<https://www.senshu-minami119.jp/>

# 公民館だより

## おはなし会の開催について

次のとおり開催しますので、皆様のご参加をお待ちしています。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前申込制とするほか、参加者の皆様にはマスクの着用や検温にご協力くださいますようお願いいたします。



- 日 時** 7月17日(土) 午前11時～11時30分  
**場 所** 公民館 1階 和室  
**定 員** 5組 (保護者同伴)  
**申込方法** 電話又は公民館1階事務室にて受付  
**申込期間** 7月3日(土)から定員に達するまで (前日までに定員に達しない場合は、当日も受け付けます。)  
**協 力** おはなし会 はっぴいぶつく  
**そ の 他** 参加される方は、マスクの着用をお願いします。  
また、当日、風邪や体調不良等の症状のある方は参加をご遠慮ください。

## ☆☆☆ 図書室 新着図書のご案内 ☆☆☆

第67回青少年読書感想文全国コンクールの課題図書をご案内します。ここにご案内していない課題図書についても図書室に揃えていますので貸出しを希望される方は、図書室までお越しください。

なお、課題図書に限り、貸出しは、お一人1冊1週間とさせていただきますのでよろしくをお願いします。

### 【小学校低学年の部】

- 『そのときがくるくる』／すすきみえ、くすはら順子／文研出版
- 『みずをくむプリンセス』／スーザン・ヴァーデ、ピータ・H・レイノルズ／さ・え・ら書房

### 【小学校中学年の部】

- 『ゆりの木荘の子どもたち』／富安陽子、佐竹美保／講談社
- 『カラスのいいぶん』／嶋田泰子、岡本順／童心社

### 【小学校高学年の部】

- 『エカシの森と子馬のポンコ』／加藤多一、大野八生／ポプラ社
- 『サンドイッチクラブ』／長江優子／岩波書店

### 【中学校の部】

- 『with you』／濱野京子／くもん出版
- 『アーニャは、きっと来る』／マイケル・モーパーゴ／評論社

### 【高等学校の部】

- 『水を縫う』／寺地はるな／集英社
- 『科学者になりたい君へ』／佐藤勝彦／河出書房新社

このほかにも今話題の図書を揃えています。また、図書室に置いていない希望の図書があれば、リクエストを受け付けます。

また、他の図書館の本を借りることもできますのでご相談ください。

**問 田尻町立公民館 (水曜・祝日休館) 電話 466-0030 FAX 466-0853**

講座等募集の申込は、公民館1階事務所で直接お申し込みください。なお、電話やFAXでは受け付けていませんので、ご了承ください。

※各施設使用料等の窓口でのお支払いは、午前9時から午後5時15分までの間にお願いします。

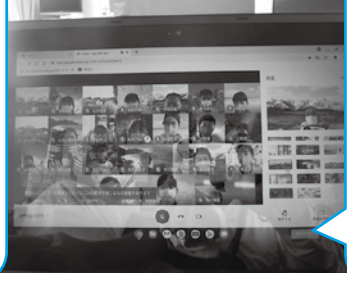
田尻小だより 「日々子どもたちはがんばっています！」



元気にあそび運動！



6年生が1年生と一緒に掃除！



オンライン会議に挑戦！



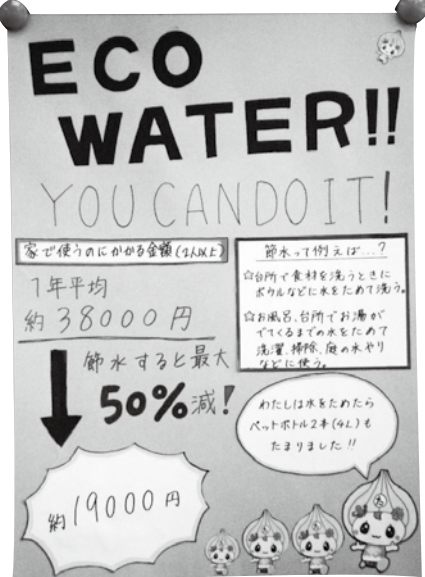
# SDGs TO TAJIRI



私たちは総合の時間を通じて、SDGs という活動を行ってきました。私たちの班のテーマは、目標6の「安全な水とトイレを世界中に」です。これは、世界中で「安全」という保証がない水を飲んでいる方や、衛生的な設備と環境の整ったトイレが利用できていない方々に、安全な水とトイレを送ることが目標です。それまで僕たちは水のことをあまり考えていませんでした。しかし、安全な飲み水が使えない人が、世界中の人口の約29%（約22億人）、きれいなトイレが使えない人が約55%（約42億人）もいるという現実を知った僕たちは、「節水しよう！」という呼びかけを行うことを決めました。具体的には、『ポスターを作製してアピールをする』、『自分たちで節水を行う』などの取り組みを行いました。

世界中には、何キロもある道を歩いてやっと生活に必要な水を手に入れている人もいます。そういった地域では、親が働かなければならないために、水汲みは子どもの仕事となり、そのために学校にいけない子どもたちもいます。裕福に見えている国でも、各家庭でシャワーの使用量や洗濯機の使用回数を制限しているところもたくさんあります。私たちは、そのような水がとても貴重な国からも農産物を輸入しています。言い換えれば、水不足の国から水を輸入しているのです。

皆さんもこのような現状を知り、是非節水に取り組んでください。日本では、『水は水道をひねればでてくるもの』という、当たり前な感覚ですが、そういった日本の当たり前は、世界中では当たり前ではないのです。



## ECO WATER!! YOU CAN DO IT!

私たちは、この活動を通じて「水なしでは生きていけない」と強く感じました。皆さんにも、私たちと一緒に水を大切にし、無理のない範囲で節水に取り組んで欲しいと思います。世界中の人たちが、安全な水とトイレを使えるようになり、世界から学校に通えない子どもが居なくなることを、強く願っています！！

田尻中学校3年生 TEAM NKD



いつも心に太陽を！(田尻中だより) 「委員会活動がんばっています！」



【花植え活動】  
生活委員会では、校門前とグラウンドの花壇に花を植える作業を行いました。これからの季節にふさわしい花をそろえ、花壇が一新されました。



【募金活動】  
緑の羽根共同募金を行いました。三日間とも盛況で、多くの温かい支援をいただきました。

14 海の豊かさを  
守ろう



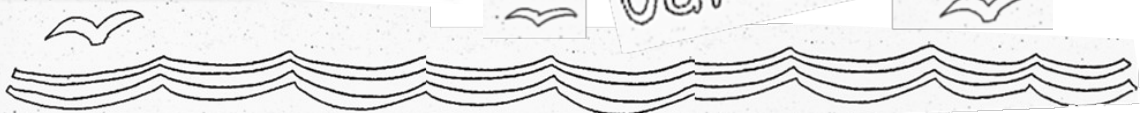
14班

# Let's clean our sea!!

～私たちみんなの海をきれいにしよう～

私達の班はSDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」について取り組みました。まず、私たちは漁業協同組合の方から海の状況について伺いました。その話の内容は、海にはビニール袋やペットボトルなどの沢山のゴミがあることです。そのゴミが原因で海の生き物が減ってしまっています。そしてごみを捨てて自然の流れを壊しているのは人間なのです。この話から、環境破壊などの生命を脅かす深刻な問題が起こっていると分かりました。私たちはこれらの問題を少しでも解決に近づけたいと思い、「Let's clean our sea! (私たちみんなの海をきれいにしよう!）」というスローガンを設定しました。また、一度汚してしまった海をきれいにすることは、とても難しいという役場の方からの話から、海のごみを減量させるための取り組みをすることにしました。そして、川をきれいにすれば海もきれいになるということを踏まえて、川へのポイ捨て防止を訴えるポスターを制作しました。

町内で私たちが製作したポスターが掲示されますのでよかったらご覧ください。



**(仮称)田尻町総合文化センター基本計画策定に係るワークショップ参加者募集**

令和3年3月に「(仮称)田尻町総合文化センター基本構想」を策定し、現在の田尻駅上広場に新たに施設を整備することを基本として、整備検討を進めているところです。

今年度に「基本計画」の策定を進めていくに当たり、施設の設備・機能・規模などについて、引き続き住民・利用者の皆さまに話し合っていていただき、アイデア、意見をいただく場としてワークショップを開催します。

以下のとおりワークショップ参加者を募集しますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

**日 程** 9月から10月までの間で6回程度 (いずれも平日開催を予定)  
午後7時から2時間程度

**開催場所** 田尻町立公民館

**応募条件** 田尻町に在住、在学、在勤する人 (年齢は問いません。)

**募集人数** 10名程度 (募集人数に達し次第、募集を終了します。)

**応募期間** 7月3日(土)～24日(土)

**応募方法** 所定の応募用紙に必要事項記載のうえ、持参又はメールにより提出してください (応募用紙は、公民館事務室に備付けし、また、町ホームページに掲載しています)。

※新型コロナウイルス感染症の状況により延期、中止する場合があります。

**問・申込** 社会教育課 (田尻町立公民館内) 電話 466-0030 FAX 466-0853  
メール shakyo@town.tajiri.osaka.jp

**町長と話そう! 「たじり懇談会」**

町政に関するご説明と田尻町のまちづくりについて皆様と町長が懇談させていただく「たじり懇談会」を開催します。

説明を聞くだけでもかまいません。どうぞお気軽にご参加ください。

**日時** 7月 9日(金) 午後7時～  
10日(土) 午前10時～

**定員** 各回50名

**場所** ふれ愛センター 4階 研修室



※各日とも説明内容は同じです。

※手話通訳や資料の拡大印刷を希望される場合は7月2日(金)までに下記お問い合わせ先までお申し出ください。

**問** 企画人権課  
電話 466-5019 FAX 466-8725

**東京2020パラリンピック  
聖火リレートーチ展示について**

東京2020パラリンピック 聖火リレートーチの展示を次の日程で行いますので是非ご覧ください。

**展示日時** 7月16日(金)  
午前9時から午後5時まで  
7月17日(土)  
午前9時から正午まで

**場 所** 田尻町立公民館 1階事務室受付横  
**展 示 物** 聖火リレートーチ  
聖火リレーパネル  
\*触れることはできません。

**問** 社会教育課 (公民館内)  
電話 466-0030  
FAX 466-0853



## 町史編纂だより 〈232〉

日曜日には子供たちと村を中心に10キロくらいの範囲を歩きまわった。「小さいときに美しい思い出をたくさんつくっておくことだ。それが生きる力になる。(略)」子供たちによくそんなふうにした。

民俗学者宮本常一が1929年に21歳で田尻尋常高等小学校に赴任した当時を振り返った文章です(宮本著『民俗学の旅』1978年)。病気のため1年で退職し山口県に帰郷、療養後に泉北郡で教職に復帰して1937年3月には取石尋常小学校の6年生児童による村の生活誌『とろし』を卒業文集として編みました。1939年、職を辞し研究者の道を歩みます(〈65〉参照)。『とろし』はガリ版謄写印刷で、宮本作成の副読本や教材とともに綴じ込み、教え子たちを中心に配布しただけのものでした(田村善次郎「解説」『著作集別集1』1982年)。

すでに大阪在住の若き民俗学徒として活動していた時期ですが(田村同前)、宮本著『家郷の訓』(1943年)に「二〇歳をすぎて小学校の訓導となり、和泉の農村で十余年を過した。その間たえず教育の効果を十分にあげ得ないことに苦悩した。そしてその原因の半分はその村における生活慣習や家庭の事情に暗いことにあるのを知った。」と記し、その苦悩の解決が民俗学を学び始めた動機であるとしています(『著作集』6)。

## こどもがつくる生活誌 — 宮本常一実践から ①

『宮本常一日記 青春篇』(2012年)を見れば宮本がどれほど歩いていたかがわかりますが、見聞の成果は、『旅と伝説』1930年1月号掲載の「周防の大島」が早い時期のもので(周防大島町HPの宮本DB)。『日記』の1929年12月15日には「周防大島を少し書いて見る。」と記し、前年10月30日に「周防大島と題して、民謡について書いて見る。」とあることから、天王寺師範専攻科在学時からの関心事であったと思われる、教育活動と直結した研究テーマではなかったようです。

宮本自身やこどもたちの生活の場をテーマとし、こどもたちによる調査で生活誌を編むという取石小での取組みは、綴り方教育との出会いによる産物でしょう(田村前掲)。こどもたちに寄り添うまなざしは、田尻小時代と変わるところはありません。山田恵吾によれば、宮本の郷土教育構想は「郷土教育の問題」と題する草稿(1932~34年前半)に見え、柳田国男の方法に依拠しながらもこどもたちの足場づくりの営みであったといえます(『筑波大学教育学系論集』25巻1号、2000年)。柳田には『こども風土記』(1943年)があり、『学校で地域を紡ぐ—『北白川こども風土記』から—』(2020年)はこれを“こども風土記”の嚆矢と位置付けています。8月1日は宮本生誕114年です。

問 社会教育課 電話 466-0030 FAX466-0853



KANKUU NEWS (関空ニュース)

### ■24時間営業のカフェラウンジ「NODOKA」がオープン！

関西国際空港のエアロプラザ2階に24時間営業のラウンジ「KIX エアポートカフェラウンジ NODOKA」がオープンしました。

当ラウンジは、“伸びをするように過ごせる止まり木のような存在となる場所”をコンセプトに、ナチュラルカラーで統一された、明るく落ち着いたくつろげる空間となっています。ゆっくり足を伸ばすことができる芝生エリアをはじめ様々なタイプの座席を設けておりますので、ご搭乗までのひと時や出張の合間など、空港滞在中のあらゆるシーンでご利用いただけます。飛行機にご搭乗されないお客さまもご利用いただけますので、関西国際空港にお越しの際はぜひお立ち寄りください。



## みんなの掲示板

### 令和3年度シーサイドドームソフトテニス教室(第2期)受講者募集のお知らせ

田尻町ソフトテニス協会では、次のとおりソフトテニス教室を開催しますので、ふるってご応募ください。

**主催** 田尻町ソフトテニス協会

**期間** 令和3年4月から令和4年3月まで1年間、4か月を1期とする3期で構成、通期も可能

**募集** 第2期 Aクラス8月5日～11月25日 木曜日午前10時～午後1時 募集数 15名  
Bクラス8月7日～11月27日 土曜日午後7時～9時 募集数 15名

**会場** 田尻町多目的グラウンド屋内グラウンド(田尻町シーサイドドーム 電話 490-2300)

**対象** 高校以上の田尻町在住在勤者。但し、定員に満たない際は町外在住者も対象とします。

**参加費** 登録料(ボール代・保険料・事務経費等)年間5,000円 受講料4,000円(1期分)

**締切日** 第2期7月22日 但し、各クラスとも定員になり次第募集を締め切ります。

**問・申込** 田尻町ソフトテニス協会事務局 メ野 電話 466-2320

### 田尻町営プール一般開放のお知らせ

**期 間** 8月1日(日)  
8月7日(土)～8月9日(月)  
8月14日(土)・8月15日(日)  
8月21日(土)・8月22日(日)  
8月28日(土)・8月29日(日)

**一般開放時間** 午後1時から午後4時30分まで(午後4時20分退水)

**入 場 料** 大人 150円 子ども 50円

**注 意**

- ・6歳以下の子どもだけの入場はできませんので、必ず保護者同伴で入場してください。
- ・小学校2年生以下の大プール入場は禁止です(水着着用の保護者同伴の場合は可)。ただし、小学校3年生以上でも状況により大プールへの入場をお断りする場合があります。
- ・貴重品は、持ってこないようにしてください。(紛失・盗難については、責任を負いません。)
- ・町営プールには駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- ・**新型コロナウイルス感染症対策のため、田尻町在住の方のみの利用となります。また、一度に入場できるのは40名までで、利用の際には健康状態の確認や利用届等が必要となります。**ご理解とご協力をお願い申し上げます。

**問** 町営プール 電話 466-4643 (指定管理者 電話 490-2300 FAX 465-9100)

### 「納涼盆踊り大会」 中止のお知らせ

恒例の盆踊り大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたします。来年の盆踊りにご期待ください。

**問** 田尻町青年団 電話 080-3779-8433 (十亀)

### 「早起き健康ラジオ体操」 中止のお知らせ

早起き健康ラジオ体操は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

**問** 社会教育課 電話 466-0030 FAX 466-0853

自衛官募集

《パイロット・ハイテク技術に挑戦》

航空学生

各種航空機のパイロット等の養成をするコースです。

最短の場合、入隊後約6年で幹部に任官します。

【応募資格】

（海上自衛隊）

日本国籍を有する高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）で18歳以上23歳未満の者

（航空自衛隊）

日本国籍を有する高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）で18歳以上21歳未満の者

【受付期間】 7月1日（木）～9月9日（木）

【試験期日】 9月20日（月・祝）

○一般曹候補生（非任期制）

各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を目指す人のための制度です。

【応募資格】 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の者

【受付期間】 7月1日（木）～9月6日（月）

【試験期日】 9月16日（木）～19日（日）

※上記期間の内、1日

○自衛官候補生（任期制）

【教育期間】 3ヶ月 所要の教育を経て2等陸・海・空士に任用

【応募資格】 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の者

【受付期間】 通年

【試験期日】 受付時にお知らせ

問 自衛隊大阪地方協力本部

岸和田地域事務所

電話・FAX 426-0902

府立南大阪高等職業技術専門校  
生徒募集・見学会開催

空調設備科 生徒募集（令和3年10月入校）

【募集概要】

訓練期間 1年 募集定員 30名

対象者 18歳以上

【授業料】 年間118,800円（月額換算9,900円）

（所得等による減免制度あり）

※別途、教科書等の実費が必要。

【入校選考料】 2,200円

【入校料】 5,650円

【所在地】 和泉市テクノステージ2-3-5

募集日程・見学会等、詳しくはホームページをご覧ください。

問 大阪府立南大阪高等職業技術専門校

<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka/>

電話 0725-53-3005 FAX 0725-53-3015

大阪府立弥生文化博物館 催事案内

春夏季企画展

「繁栄の池上曾根遺跡～拠点集落としての姿～」

日時 9月12日（日）まで

○春夏季企画展講演会

「四ツ池遺跡と池上曾根遺跡をめぐって」

元堺市教育委員会 樋口 吉文 氏

日時 8月21日（土）午後2時～4時

往復はがき、または来館による事前申込制：8月6日（金）まで

○子どもファーストデイ

「銅鐸風鈴を作ろう」

日時 7月17日（土）午後2時～2時40分、  
午後2時50分～午後3時30分の2回

※まいど子どもカードをお持ちの方は無料

入館料 一般430円／65歳以上・高大生330円

開館時間 午前9時30分～午後5時

（入館受付午後4時30分まで）

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館、翌火曜日休館）、年末年始の休館日 12/27～1/4

問 大阪府立弥生文化博物館 電話0725-46-2162

ホームページ

<http://www.kanku-city.or.jp/yayoi/>

令和四年歌会始のお題及び  
詠進歌の詠進要領について

宮内庁より、令和四年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領が発表されました。

令和四年歌会始のお題は「窓」と定められました。

（注）お題は「窓（まど）」ですが、歌に 詠む場合は「窓」の文字が詠み込まれていればよく、「窓辺」、「車窓」、「同窓」のような熟語にしても差し支えありません。

なお、本件に関するお問い合わせ先など、詳細につきましては、宮内庁ホームページをご覧ください。切手を貼った返信用封筒を同封の上、宮内庁式部職まで封書にてお問い合わせください。

ホームページ <http://www.kunaicho.go.jp/>

宛先：「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

サマージャンボ宝くじ発売！！

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

当選金は1等・前後賞合わせて7億円！

発売期間：7月13日（火）～8月13日（金）

お家の中から宝くじ買えます！

詳しくは「宝くじ公式サイト」を検索！

問 （公財）大阪府市町村振興協会

電話 06-6941-7441





# 田尻町 令和3年 7月 行事カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
6月 27	28	29	30 〈公民館休館日〉	7月 1	2 ㊤ 女性総合相談 (P.31) 午前10時～	3
4 〈ふれ愛センター休館日〉 ㊤ 新型コロナワクチン集団接種	5	6	7 〈公民館休館日〉	8	9 ㊤ ヘルス・栄養相談 (P.6) 午後1時30分～ ㊤ たじり懇談会 (P.26) 午後7時～	10 ㊤ たじり懇談会 (P.26) 午前10時～ ㊤ プレミアム振興券臨時販売 午前9時～午後4時
11 〈ふれ愛センター休館日〉 ㊤ 新型コロナワクチン集団接種 ㊤ プレミアム振興券臨時販売 午前9時～午後4時	12	13 ㊤ 障害者のための茶話会ルリエ in たじり 午前11時～	14 〈公民館休館日〉	15	16 ㊤ 健活ウォーキング (P.6) 午前10時～ ㊤ 健康カフェ (P.6) 午前11時～	17 〈公民館休館日〉 ㊤ ラッコ倶楽部 (P.7) 午前9時50分～
18 〈ふれ愛センター休館日〉 ㊤ 新型コロナワクチン集団接種	19	20 終業式(小・中学校) 見まもりデー(P.20) ㊤ 健活プラス(P.6) 午前10時～	21 〈公民館休館日〉 ㊤ 1歳6か月児健康診査 (P.6) 時間は個別通知	22 海の日 〈公民館休館日〉 〈ふれ愛センター休館日〉	23 スポーツの日 〈公民館休館日〉 〈ふれ愛センター休館日〉	24
25 〈ふれ愛センター休館日〉 ㊤ 新型コロナワクチン集団接種	26	27	28 〈公民館休館日〉	29 ㊤ オレンジカフェ 午後1時30分～	30 ㊤ ビーナッツ倶楽部 (P.7) 午前10時～	31

【略称】 ㊤ = ふれ愛センター    ㊤ = 公民館    ㊤ = 相談スペースほっ・・・と

㊤ = たじり健康ポイント対象事業 (ふれ愛センター)    ㊤ = 田尻町役場

※ P.〇は、広報〇ページを参照してください。

# 無料相談

■各種相談については内容をご確認のうえ、実施機関までお問い合わせください。  
(ふれ愛センターでは受付を行っていないものもあります。)

開設相談	日時	場所	お問い合わせ	備考
弁護士相談 【要予約】	7月29日(木) 午後1時～4時 (一人1回30分)	公民館 2階 小会議室	企画人権課 電話 466-5019 FAX 466-8725	奇数月第4木曜日に実施。申込多数の場合は次回になります。ご了承ください。
行政相談 【要予約】	7月29日(木) 午後1時～3時	役場別館 1階 会議室		奇数月第4木曜日に実施 行政相談委員による相談
児童家庭相談 【要予約】	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日年末年始を除く)	ふれ愛センター 1階 相談室	こども課 電話 466-5013 FAX 466-8841	専門相談員(保健師)がお受けします。 電話による相談も受け付けています。
高齢者・障害者相	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日年末年始を除く)	ふれ愛センター2階 花みずき	地域包括支援センター 花みずき 電話 465-3755 FAX 465-3368	地域包括支援センター 花みずきによる相談
生活困窮に関する相談	【面談による相談】 毎週水曜日 午前10時～正午	ふれ愛センター1階 ボランティアビューロー	大阪府岸和田 子ども家庭センター 生活福祉課内 はーと・ほっと相談室 電話 430-4321 FAX 430-4322	相談支援員がお受けします。 まずはお電話ください。
	【電話による相談】 随時			ご希望の方は、ご家庭にもうかがいます。
住宅相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日年末年始を除く)	都市みどり課	都市みどり課 電話 466-5006 FAX 466-5025	ご希望の方は事前に連絡をお願いします。
進路選択支援相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日年末年始を除く)	ふれ愛センター 1階 相談室	指導課・学事課 電話 466-5022 FAX 466-5095	
教育相談 【要予約】	毎週火曜日 午前10時～午後3時	ふれ愛センター 1階 たじりカウンセリングルーム	指導課 電話 466-5022 FAX 466-5095	
人権相談 (生活なんでも相談)	7月21日(水) 午後1時～4時	ふれ愛センター 1階 団体活動室	企画人権課 電話 466-5019 FAX 466-8725	毎月第4水曜日に実施 人権擁護委員による相談
	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	企画人権課		人権相談員がお受けします。
	毎週月・木曜日 午前11時～正午 午後1時～2時	ふれ愛センター 相談スペースほっ…と。		人権相談員がお受けします。
就労相談・ 消費生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	産業振興課	産業振興課 電話 466-5018 FAX 466-5025	地域就労支援コーディネーターなどの資格をもった相談員が就労相談や消費生活相談をお受けします。
	毎週月・木曜日 午前11時～正午 午後1時～2時	ふれ愛センター 相談スペースほっ…と。		
こころの健康相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日年末年始を除く)	健康課	健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841	

## 相談スペース ほっ…と。

### 女性のためのなんでも相談 (要予約)

(専門女性カウンセラー)

日時 7月2日(金) 【次回は8月6日(金)】

午前10時～午後1時

電話 466-5019 (企画人権課)

※原則毎月第1金曜日

たじりふれ愛センター1階 案内図



## 3世代みんなであそべる 会える広場 “たじりっち広場！”

田尻町婦人会のみなさんに、たじりっち広場の花壇の花植えをお手伝いいただきました。



広場に遊びにきたとき、お散歩で通りかかったときにお楽しみください。



たじりっち広場の交流施設内では、公民館利用者連絡協議会（田尻写真クラブ）のご協力により作品展示を行っています。



先日、新しい作品の展示が始まりましたので、こちらもお楽しみください。



最近ではキッチンカーなども登場しています。



## 「みどりのグループがお花を植え替えてくれました」

ふれ愛センター玄関前をコスモス会が、ふれ愛センター裏をラジオ体操クラブが綺麗なお花で彩ってくれました。ご協力ありがとうございました。

他に公民館などで活動してくれる個人やグループを募集していますので、興味のある方は都市みどり課にお問い合わせください。

**問** 都市みどり課 電話 466-5006 FAX 466-5025



## 大学生等の図書カード配布申請 ～申請はお済みですか？～

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う独自の支援策として、申請された大学生等【大学・大学院・短大・高専（4年次以上）・専門学校等に在籍されている方】に学習支援のため、図書カード5,000円分を配布しています。**申請受付は7月31日まで（原則郵送申請・当日消印有効）**ですので、ぜひ申請してください。

### 【対象者】

平成3年4月2日～平成15年4月1日までの間に生まれた大学生等で、①又は②に該当する方。

①令和3年6月1日時点で田尻町に住民票のある大学生等

②令和3年1月1日及び6月1日現在で田尻町に住民票のある方に扶養（※）されている大学生等（※令和3年度課税の町民税の扶養親族）

### 【申請方法】

申請書と大学生等であることを証明できる書類（学生証等）の写しを同封し、学事課まで郵送してください。詳しくはホームページをご覧ください。

**田尻町 図書カード** で **検索**

**問** 学事課 電話 466-5022 FAX 466-5095



## 固定資産税(第2期分)の納期限は8月2日(月)です

田尻町ホームページ <http://www.town.tajiri.osaka.jp/>

